

## 大阪府監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年2月14日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	中野	雅司
同	清水	涼子
同	和田	秋夫

### 1 委員意見に対する措置 (補修引当金について)

監査対象機関名	財団法人大阪府みどり公社
監査実施年月日	平成23年2月2日から同月4日まで
監査の結果	措置の状況
決算書に根拠が明確でない補修引当金が計上されている。補修引当金の対象範囲を明確にし、合理的に将来見込まれる補修計画を精査して、当該補修計画に基づいた補修引当金を計上されたい。また、補修引当金の計上基準が平成21年度から変更されているが、会計方針は合理的な理由なく、みだりに変更してはならない。合理的な理由に基づき変更する場合でも、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額を決算書に注記しなければならない。	平成22年度に農林会館事業の原状回復など残務整理が終了したこと及び管理している施設等の老朽化による補修の必要性が高まってきたことを踏まえ、平成22年度決算において、補修引当金の対象範囲を明確にするとともに、合理的に将来見込まれる補修を見積り、補修引当金を計上しました。 今回の補修引当金の計上基準の見直しに伴い、「財務諸表に対する注記」について、「1重要な会計方針(4)引当金の計上基準」においては、平成21年度決算では「事務所を移転する際及び農林会館の原状回復に必要と見積られる額を計上している。」としていたものを「事務所を移転する際及び施設等の補修に必要と見積られる額を計上している。」と変更するとともに、「2会計方針の変更」においては、「当期、農林会館事業の残務整理は終了した。一方、管理施設等の老

	<p>朽化が著しいこともあり、補修引当金については、管理施設等の補修費についても当期より必要額を見積計上することとした。この結果、当期一般正味財産が<b>25,087千円</b>減少した。」と変更の理由及び当該変更による影響額を記載しました。</p> <p>今後、補修引当金の計上については、委員意見に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	---

2 指示事項に対する措置

(暫定利用地の有効活用について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪高速鉄道株式会社</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成<b>23</b>年 1月<b>27</b>日及び<b>28</b>日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪高速鉄道は、蛍池変電所に係る残地について、現在は工事車両の臨時駐車場や資材置場等に暫定的に利用している。</p> <p>しかし、近隣には駐車場として利用されている実態があり、そのような活用の選択肢も考慮した上、ファシリティマネジメントの観点から、低利用地の有効活用が求められる。</p> <p>今後、土地の売却や賃貸等から生じるメリット及びデメリットを十分に勘案した上で、経営的視点から最も有効な方法を検討し、同残地を活用されたい。</p>	<p>本件土地の活用について再度検討しましたが、当該用地は将来の変電所更新時の新設用地及び危機管理対応用地として使用する必要があり、また、今後も変電所の日常点検・維持補修等にも必要な用地であるため、売却は不可能です。</p> <p>また、駐車場（時間貸し・月極め）として活用できないか複数の専門業者から提案を受け、検討を行いましたところ、当該エリアのニーズは飽和状態で、かつ、小規模な事業運営となることから収益性は低く、新たな兼業事業として実施する場合、採算性の確保が困難と判断しました。</p> <p>したがって、当社としましては、安全で安定した列車運行を確保するため、変電所用地として軌道事業に使用します。</p>